

令和 7 年 1 2 月 日

東松山市長 森田 光一 様

東松山市水道審議会
会 長 松 明 淳

水道料金の改定について（答申）案

令和 7 年 7 月 4 日付け東松経発第 0626002 号で諮問のあった標記の件について、本審議会で慎重に審議した結果、下記のとおり答申する。

記

1 審議の経過

本審議会は、令和 7 年 7 月から 4 回にわたり会議を開催し、本市水道事業の経営状況、将来の施設更新計画、利用者負担の公平性、他団体との比較など、多角的な観点から今後の持続可能な経営のあり方を慎重に検討した。

本市の水道事業では、節水機器の普及等による給水収益の減少に加え、動力費や委託費の増加、さらに県水の値上げなどの影響により、維持管理費の増大が見込まれる。

また、老朽化する水道施設の更新や耐震化を着実に進め、将来にわたり安全で安定した水道水の供給を確保することが求められている。

水道事業の経営状況は令和 6 年度決算では赤字となり、令和 7 年度以降も赤字が続き、令和 1 4 年度には資金ショートすると予想されており、非常に厳しいと言わざるを得ない。

こうした状況を踏まえ、適正なコスト回収と安定的な事業運営を維持するためには、水道料金の改定はやむを得ないものと判断する。

2 水道料金の改定について

- (1) 料金の算定期間は令和9年度から令和13年度の5年間とする。
- (2) 将来の財政収支シミュレーションに基づく総括原価を算出した結果、現行料金と比較して平均約50%の改定が必要である。
- (3) 平均改定率約50%の改定は、利用者の影響が極めて大きいため、激変緩和措置として、改定を2段階で実施する。
 - 第1段階目（令和9年1月1日）
 - ・改定率 平均約30%の引上げ
 - ・目的 緊急性の高い維持管理費の増加に対応し赤字の解消に取り組む。
 - 第2段階目（令和11年1月1日）
 - ・改定率 平均約16%の引上げ（累計で現行料金比 約50%引上げ）
 - ・目的 事業費を抑制していた管路耐震化や施設耐震化事業を実施する。
- (4) 改定にあたっては、一部の利用者に負担が偏らないよう配慮し、現行料金体系を維持し、基本料金、従量料金いずれについても現行料金に対して一律に平均改定率を乗じたものとする。

以上の結果を踏まえ、料金表は別紙のとおりとする。

なお、上記答申の実現にあたり、以下の事項に留意されたい。

- (1) 情報公開と利用者への説明
料金改定の経緯、使途、改定後の経営見通し等について、利用者に対し、広報紙、ホームページ、個別通知等を通じて、丁寧かつ分かりやすい説明を徹底すること。
- (2) 水道施設の耐震化推進
今後も安定的に清浄な水道水の供給を図る観点から、管路や浄水施設の更新、耐震化を早期に進めること。

別表

【基本料金】

(1ヵ月あたり税抜)

口径	基本水量	改定前 (現行料金)	改定① (R9.1.1～)	改定② (R11.1.1～)
13mm	10 m ³	750 円	1,000 円	1,150 円
20mm		750 円	1,000 円	1,150 円
25mm		750 円	1,000 円	1,150 円
30mm		5,600 円	7,300 円	8,400 円
40mm		10,100 円	13,200 円	15,200 円
50mm		15,000 円	19,500 円	22,500 円
75mm		38,600 円	50,200 円	57,900 円
100mm		64,500 円	83,900 円	96,800 円
150mm		142,000 円	184,600 円	213,000 円
200mm		200,000 円	260,000 円	300,000 円

【従量料金】

(1 m³あたり税抜)

水量区分	改定前 (現行料金)	改定① (R9.1.1～)	改定② (R11.1.1～)
10 m ³ 以下	0 円	0 円	0 円
11～15 m ³ 以下	85 円	110 円	130 円
16～30 m ³ 以下	115 円	150 円	170 円
31～50 m ³ 以下	150 円	195 円	230 円
51～80 m ³ 以下	190 円	250 円	290 円
81～120 m ³ 以下	225 円	295 円	340 円
121 m ³ 以上	255 円	335 円	380 円
プール及び浴場 11 m ³ 以上	135 円	175 円	200 円